

平成 30 年 8 月 1 日

閲覧者の皆様へ

大阪府環境農林水産部
検査指導課

積算基準等の適用時期について

大阪府環境農林水産部で使用する積算基準等の平成 30 年度における適用時期については、「平成 30 年度積算基準等の適用時期について(その 2)」(平成 30 年 7 月 2 日付)でお知らせしたところですが、治山事業関係については、次のとおりとしますのでお知らせします。

◆ 治山事業関係 積算基準 ◆

- ◎ 森林整備保全事業設計積算要領 及び 標準歩掛
- ◎ 森林土木木製構造物施工マニュアル

平成 30 年度積算基準は、平成 30 年 8 月 1 日以降に積算開始する案件より適用します。
ただし、「施工パッケージ型積算方式」は使用しません。

発注案件の適用積算基準等は、設計書に添付している「特記仕様書」内に、適用している積算基準名及び適用年度を記載しています。

必ず特記仕様書により確認していただくようお願いします。

また、「単価適用年月日」は、金抜設計書の積算書総括情報表に記載していますので、こちらも併せて確認していただくようお願いします。

- ◎ 森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領

現在、確認作業により適用日は未定ですが、発注案件の設計書に添付している「特記仕様書」内に適用年度を記載していますので、必ず確認していただくようお願いします。

問合せ先:

環境農林水産部

検査指導課契約検査 G

電話 06-6941-0351(代表)

内線 2726、2727